

諸外国では、インターネット上のわいせつ画像など、いわゆる有害情報に対し、どのように規制されているか

**Q**

インターネット上に画像を配信するサービスを、海外子会社および関連会社を通じてワールドワイドに展開しようと考えています。この場合、どのような問題が生ずるでしょうか。

**A**

生活のあらゆる領域がオンライン化されようとする状況は、程度の差こそあれ世界共通です。また、インターネットは主権国家の枠組を逃れる自由なネットワークとして発展してきた歴史をもちます。したがって、一方でインターネットが経済発展の原動力であることは、先進国はもとより、途上国・新興国でも深く認識され、一方で国を挙げてのインフラ整備に乗り出す状況が見られますが、諸国の文化的・宗教的背景の違いから、規制のあり方も主体も様々で、たとえば何をポルノグラフィーと考えるのかはもとより、政治、さらには文化・宗教に対する（風刺を含んだ）批判はどこまで許されるのか、といった複雑な問題に発展していますから、想像もつかない理由で問題が起きるリスクは高いともいえます。また、国際的組織犯罪やテロ行為を国際的に取り締まる動きも進んでいますから、十分な注意が必要です。この関係で、日本における国内法になじんできた側としてはなかなかなじみにくいところですが、国際的な規制が進んでいる事情も勘案して、EUのような地域的国際機構の法と加盟国の法との適用関係や競合関係にも注意を払っておいた方がよさそうです。

## 解説

諸外国での有害情報とは

国内でも、何をもって有害情報と捉えるのか一致を見るのは困難ですが、

海外となると文化や政治体制の違いが絡んで、およそ統一的な基準と呼べるものは存在しません。結局のところ「郷に入らば郷に従え」というほかは

ありません。

その中であって、子どものポルノグラフィについては、被写体たる子どもの誘拐を含む虐待禁止という点で、国際的に協調して規制する動向にあることは一応のコンセンサスを得つつある、といえそうです。2001年11月8日に欧州評議会閣僚委員会会合で採択され、同月23日にはEU加盟国と日米両国が署名して成立した「サイバー犯罪に関する条約」はその結節点と目されますが、同条約9条は子どものポルノに対する締約国への立法措置の義務付けです。そこには、ユネスコやユニセフなど国連専門機関が国連NGOの協力を得ながら長年にわたって努力してきたことに注目しなければなりません。一方でそれは「子どもポルノ天国・ニッポン」といったありがたくない批判もあって、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児ポ法」といいます。）」が1998年に制定され、2014年に全面改正された契機でもありました。

これに対して、大人の性的指向に関しては、2007年に国連人権理事会がジョクジャカルタ原則（性的指向および性的自認に関して国際人権法を適用するためのジョクジャカルタ原則）を承認して一石を投じました。この原則は、いわゆるLGBTと呼ばれる性的少数指向者を抑圧から保護し（したがっ

て、同性愛等は刑罰から解放すべきものとされます。）、性的自認と指向における多様性を尊重すべきことを盛り込んでいますが、これによって従来のステレオタイプな表現を大きく考え直す必要があるでしょう。興味深いことは、この原則は単に大人のそれらを処罰や抑圧から解放するのみならず、子どもの発達に当たって性的多様性を考慮すべきことを求めている点にあります。国際人権法のならないとして、これらは政府へ行動を求めたものではありませんが、ガイドラインや自主規制など規制手法の多様化という方向性を考えると、事業者においても考慮すべき要素と言えるでしょう。

一方、情報通信網の発達は、国際組織的犯罪やテロ、さらには国際的租税回避行為にも道を開く結果となっています。ところが、サイバー犯罪防止条約で割合になじみの深い国際組織的犯罪についても実態が藪の中であってみたり、テロに至っては純然たる国内の犯罪と、国際政治上の戦争との境界線が不明瞭であってみたりする状況にありますし、国際的租税回避行為については、アメリカ・EU・日本の、いわゆる三極の間でさえ思惑の違いが目立ちます。

そのような状況を背景とすれば、弊害の除去が政府の責任に属するとしても、主権国家が併存する現在の世界の

仕組みの中では、規制の必要性や国際的協調といった耳当たりの良い言葉で、国内法を舞台に規制論議が進むのは考えものです。規制に当たって、それがやむにやまれず必要な利益なのか、ほかにもっと制限的でない方法はないのか十分な議論が必要なこと、言うまでもありません。

### 法関係の重層性

ところで、日本国憲法を頂点とする単一の法体系の下に暮らす日本の事情になじんでいると、なかなか理解しにくいことですが、後に述べるアメリカやドイツのように連邦制を採る諸国の場合、連邦法と連邦構成国法（以下では、一応「州法」といいます。）とが併存して両者の競合的な立法が行われ、それを裁定する裁判所の役割が必然的に大きくなることに注意しなければいけません。そのうえ、EUのように裁判所をもつ地域国際機構も整備されつつある（現在、アジアはその動きに取り残されています。）中では、法関係の重層性は非常に複雑なものとならざるをえません。

さらに、もともと表現の自由をはじめとする事項は国内管轄事項として国内法の規律に従うことを原則としていましたが、上述のとおり、基本的人権にかかわる事項を国際的関心事項と扱

う動向は顕著です。たとえば、国連人権理事会は決議7/36で言論表現の自由に関する特別報告を承認しました（2008.3.28）が、その4(f)でインターネットやモバイル・テクノロジーを含む新たな情報通信技術によって情報化された社会へアクセスできる環境の整備が諸国に求められています。

それに限らず、インターネットが国家の社会経済的發展を促すカギとなっていることは共通の了解事項といえますから、国境を越える大規模な投資や提携にもつながるわけです。ただ、そうした動きは各国政府にインフラ整備を促すと同時に、「多様性の保護」に名を借りて、宗教的・文化的事情を理由とした種々のアクセス制限をも法的対応を促す傾向も見いだせますし、ここではブロッキングやフィルタリングなど、一見してそれとわかりにくい規制が行われることも指摘しないわけにはいきません。

ただ、各国ごとの事情は複雑多岐にわたり、把握するのが困難です。幸いにして、日本貿易振興会（JETRO）は「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用」と題して、いくつかの新興国も含む関連情報を公開しています（<http://www.jetro.go.jp/world/asia/reports/07000913>）ので、参考にすると良いでしょう。

## 米国の場合

定冠詞theを伴い、大文字で始まるthe Internetと表現される状況は、それが世界に広がる公共空間であることを示唆します。しかしそこは国境を知らず、またリアル・ワールドのように暗黙の内に行われていた種々の生活環境（それはしばしば風紀の良くない商業地域などを含みますが）の棲み分けを無視して、直接、家庭や学校に飛び込み、大人も子どももむき出しのまま利用環境の中に投げられます。そのため、各国とも自由な利用と規制との両立に頭を痛めることになるのですが、ここでは日本での規制論議にも影響が大きいと考えられる米国、ドイツそしてイギリスの場合を略述します。

アメリカ合衆国憲法は修正1条で、言論表現、集会結社の自由等を定めますが、これは決して無制限の自由とは考えられていません。特に、人を直接暴力行使の危険に巻き込む「喧嘩言葉」と「わいせつ表現」とは、修正1条が保護する表現ではないと一般的に理解されています。ところが、喧嘩言葉は、それが発せられた状況や内容から一義明確に禁ずることが可能ですが、わいせつ表現に関しては、何がわいせつかの定義が事実上不可能であり、早い時期に連邦最高裁もそれをあきらめたと考えられます。

それに代わって、規制が表現内容そのものに向けられ（content based）たものか、表現内容とは中立の（content neutral）たとえば、表現の時・所・方法など）ものかどうか、政府がやむにやまれぬ規制の利益を証明できたかどうか、規制が過度に広汎ではないかどうか、あいまいな内容の規制ではないかどうかを違憲法令審査権に基づいて、主として連邦最高裁判所の手で判例が集積されてきた経緯をもちます。しかし、これらがきわめて厳格な審査手続であって、政府による規制を容易に認めないものであることからして、保守派からはボルノ天国を容認し、伝統的な家族の秩序を損なうとの批判もあったところでした。

その中であって日本でも話題を集めたのが通信品位法違憲訴訟とその判決でした。この訴訟は、1996年に既存の連邦電気通信法（1934年）を改正して、その一部として制定された通信品位法（CDA・Communication Decency Act：47 U.S.Code § 223(a)と(d)）に対してACLU（アメリカ自由人権協会）等、人権団体が提起したのですが、その原告にネット・ビジネスのビッグ・ネームが勢揃いしたことも話題になりました。

この法律はオンラインにおけるわいせつな（obscene）、または下品な（indecent）情報提供を刑事罰で取り

締まるという法律でしたが、いくらなんでもそれらは規制の理由としてあいまいかつ不明確であること、エイズ予防などまじめな情報提供まで規制するおそれがあるうえ、文言上18歳未満の年少者への情報提供をターゲットにしているかに見えて、実は大人がポルノグラフィーを見る自由を侵害するほど過度に広汎な規制であることを理由として、連邦最高裁判所は、1997年6月26日に違憲判決を下して(521 U.S. 844)失効して、当該箇所は「わいせつな、または子どものポルノグラフィー」と改正されています。

しかし、米国が抱える家庭基盤の崩壊といった深刻な問題への対処は、判決の前後からCDA-IIと呼ばれる新たな立法の動きが始まっていました。これを受けて、1997年10月21日、議会はCOPAと略称される「オンラインで子どもを保護する法律(Child Online Protection Act: 47 U.S. Code § 231)」を成立させましたが、CDA違憲訴訟を提起した人権団体は、この法律に対しても違憲訴訟を提起、COPAが「コミュニティの基準にしたがって」コンテンツを規制していることを理由として違憲とする連邦第三巡回控訴裁判所の判断(2000年6月22日)を、連邦最高裁判所は審理不尽として差し戻す一方、COPAの差止めは維持しました(2002年5月13日: 535 U.S. 564)。

差し戻し後の巡回控訴審は、別の理由で同法を違憲として再び差止めを命じたため、再上訴。裁量的上訴を認めた連邦最高裁判所は、2004年6月29日、僅差ながら同法が過度に広汎であって、年少者保護に「最小限に制限的ではない」ことを理由として違憲判決を下しました(542 U.S. 656)。これら裁判例や議会の動きを受けてACLUは2006年10月、再度の違憲訴訟を提起、これに対して2007年3月22日、ペンシルヴァニア連邦東部地方裁判所は、立法目的を達成するために厳密に制定された法律ではないとしてCOPAを違憲とするほか、より実効的な他の選びうる手段としてフィルタリング・ソフトの存在を政府は証明していないと判示して、同法を無期限に差し止めました。

この訴訟は上述のとおり長期係争事案になりましたが、最終的に2009年1月21日、連邦最高裁判所は裁量的上訴を却下してCOPAの無期限差止めを商人、これで同法は失効しました(ニューヨーク・タイムス 2009年1月27日付け“A Win for Free Speech Online”参照)。

一方、同じ1996年に制定されたChild Pornography Prevention Act(子どもポルノ防止法・通称CPPA: 改正前の18 U.S. Code § 2256(8)(B)と(8)(D))は、年少者を性的に露骨な行為(conduct)に従事する年少者に類似する描

写とその広告、宣伝、頒布等を禁止するものでした。しかし、この法律の問題点は、CG等、子どもが実在しない場合にまで規制が及ぶところにあります。この法律に対して、連邦最高裁は2002年4月16日、規制が目的としている子どもの非実在性を指摘して、CPPAを憲法違反とする判決を下しました(535 U.S.234)が、2003年に連邦議会で成立した「子どもの誘拐及び性的搾取の防止等に関する法律」では、定義を厳格化する(18 U.S.Code § 2256(2)(A))と同時に、「まじめな文学的、芸術的、政治的または科学的な価値を欠くもの(18 U.S.Code § 1466A(b)(2)(B))」と適用除外規定も置いたものの、CGによるポルノグラフィも刑事罰の対象としており、18 U.S.Code § 2252(a)と同2252Aで現行法として通用しています。さらに、同2257(性的に露骨な現実の行為)と同2257A(性的に露骨な行為と見えるもの)は、性的内容を含むコンテンツを制作する等の事業者に、誕生日など、個別に識別可能な被写体に関する記録を義務づけています(いわゆる2257規制)。

連邦最高裁判所は、前者の18 U.S.Code § 2252A(a)(3)(B)について、2008年5月19日、文言上の曖昧さについて「過度の広汎性」や「あいまいさの故に無効」の原則をあてはめるのではなく、さまざまな利益の均衡を図り、個別に

立証して司法審査すべきであるとして、同法を合憲としています(553 U.S.285)。また、いわゆる2257規制についてはアダルト業界団体Free Speech Coalition(FSC)が違憲訴訟を提起して、ここでも規制が「過度の広汎性」にあたるのではないか、あるいは「あいまいさの故に無効」ではないかが争点ですが、まだ係争中です。

これら判決が一樣に指摘しているのは、有害情報を一義に定義することが困難であることとともに、年少者の保護に名を借りて大人の自由が損なう過度に広汎な規制への重大な警告と言えるでしょう。一方で、それが「子どもの搾取」という「行為(conduct)」である場合は、同じ18 U.S.Code § 2251以下が、「性的搾取その他子どもの虐待」という標題をもつと呼ばれていることからわかるように、およそ違憲とされる余地は考えられません。

ただし、アメリカの特徴は、人権を制限する立法に対して裁判所がきわめて厳格な審査を実際に行っているところにあり、議会制定法もそれをよく反映して、「故意に」「事情を知って」「商業目的で」などと、規制の範囲を厳密に絞り込もうとする傾向が強く感じられます。ここで簡単に紹介した経緯は、規制が萎縮効果をもたらすことへの配慮を示しているように思われますが、そのことは逆に「どこまで規制さ

れるかわからない」というリスクを小さくするとも思われます。

### その他の留意点

ところで、これらだけを見ると、アメリカは事実上、表現の自由に絶対的な保護を与えているように見えます。しかしながら、次の諸点にも注意しておく必要があります。

まず、これら判決を通じて、いくつかの条件付きながら、より制限的でない手法としてフィルタリングが推奨されているように見えることです。それは一方で、大人であっても「見たくない自由」は尊重されるべき、という考え方が背後にあって、これがコンテンツへのレイティングを正当化する理由にもつながっていると考えるべきでしょう。しかしながら、それらフィルタリング・ソフトウェアが一方的な使用強制であったり、いったん採用したら、それで終わりといったフィルタリング・ポリシーや一私企業によって作り出された圧倒的多数派のブロック判断であってはならないことも裁判所は見落としてはいません。

なお、フィルタリング使用に関しては、2000年、公立図書館でフィルタリング・ソフトを使わなければ連邦政府の補助を打ち切るという子どもインタ

ーネット保護法（Children's Internet Protection Act・通称CIPA）が制定され、2003年6月23日、連邦最高裁判所は僅差でこれを合憲とする判断を示しました（539 U.S.194）。

さらに、CDA違憲訴訟で典型的に示された点として、以下の三点に留意しておく必要があります。

まず、子どものポルノグラフィーに関しては、これが連邦憲法修正1条の保護の下にはないことに争いはありません。問題は、子どもの保護に厳密に絞り込まれた規制であるかどうかにかかわらず、それが子どもの搾取を「表現」するのであれば、厳格な取締りが行われる、という点です。

次に、CDA違憲訴訟で「法廷の友（amicus curiae：法廷助言人とも言われ、係争中の事案に関して、一定の要件の下、裁判所の許可で意見を提出した者）」として、伝統的な価値観を重視するグループが顔を出していたことに注意を払う必要があります。また、裁判所がフィルタリングを推奨するかの傾向にあり、それを一つに利用強制することにも非常に慎重であることはさきに述べましたが、それらフィルタリング・ソフトウェアの傾向はさまざまで、推奨する価値観には伝統的なそれが見え隠れすることにも留意する必要があります。したがって、裁判所

の厳格な審査手法に目を奪われるあまり、社会的な雰囲気を見れば、相応の社会的サンクションを覚悟する必要もあるといえるでしょう。それは、合衆国憲法の特に修正一条違反に関しては原告適格が大幅に緩められ、成立翌日に人権団体が憲法訴訟を提起できる（したがって、具体的事件性を厳格に重んずる日本に比べて、事実上、法律の合憲性を抽象的に裁判所が審査することに近づく）ことの別の側面といえることができます。

第三に、アメリカ合衆国は連邦制なので、国際と州際通商は連邦の立法権限に、州内の通商事項は州の立法権限が及びます。したがって、連邦法が裁判所で違憲とされて失効したとしても、州際通商と州内通商との境界線が伸縮自在とも言われているだけに、州法での規制がかけられてくる可能性が否定できないことです。実際、過去にも土地の利用目的規制（本来の意味のゾーニング）でインターネット規制をかけてきた実例がありますし、州独自の規制立法が今後も行われる可能性があります。これらに対しては連邦最高裁が合衆国憲法の人権保障規定に抵触しないかどうか審査することになっていきますので、裁判所、特に連邦最高裁判所の判断には注視が必要です。

## ドイツの場合

東西ドイツ統一のずっと以前から、ドイツでは電気通信に関する規制権限をめぐる、連邦と州、そして放送界への進出をねらう新聞界の思惑が入り乱れて、特に放送をめぐる規制権限について論争がありました。これに対して、1961年、連邦憲法裁判所は第一次放送判決と通称される判決で、中継技術等電気通信に関しては連邦の立法権限、スタジオ技術を含む放送に関しては州の権限とするとともに、後者には社会代表が監督機関たるべきことを明確にしました。

この判決は、連邦制国家において、文化的事項は地方分権的（とはいっても、いわゆる「州」は連邦構成国家ですから、日本の都道府県と違います）たるべきである、というナチス時代の極端な中央集権体制への深刻な反省を背景としていますから、日本における「放送と通信の二元的法体制」とは意味が違います。しかしながら、当時の技術水準からは、連邦の立法事項である電気通信は一对一のそれだけでなく、一方の放送に対しては、個別の放送協会に社会代表による監督機関が置かれるべきとしたことで、事実上、私企業への参入規制を課したに等しく、長きにわたって、コンテンツ産業において、プリント・メディア＝私企業、



放送＝公共放送の一元体制という「すみ分け」が行われ、それを「ジャーナリズムにおける権力分立」として憲法学者の多くも支持する状況が続きました。

しかしながら、日本でニューメディア時代の到来が言われた頃から、連邦憲法裁判所はコンテンツ産業における敷居を徐々に低め、個別メディアごとに社会代表による監督機関を置かなくとも、州ごとのそれで良いとする判決を出すようになり、新聞・出版を背景とする民間企業がコンテンツ産業に進出する動きが強まってきました。

そしてインターネットの普及は、その傾向に拍車をかけますが、一方で経済力によるメディア支配への懸念は強く、1995年以降、テレコミュニケーション法（Telekommunikationsgesetz：TKG）やテレメディア法（Telemediengesetz：TMG）など立法的な措置を進めてきました。さらに進んで2003年、特に年少者保護に関して、従来からある年少者保護法（Jugend-schutzgesetz：JuSchG）改正と同時に「放送およびテレメディアにおける人間の尊厳および年少者を保護に関する法律（Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien：JMStV）も施行され、特に後者はコンテンツという文化的領域に対して州に

権限を認めるという憲法上の構造を維持して州際協定（Staatsvertrag）という立法形式で、放送以外の領域に対する政府の規制権限を拡張する方向性を示しました。すなわち、ここでは、いわば「放送」に本籍を有する規制権限がインターネットをはじめとするコンテンツ産業に拡張されるという方向性をもちます。このあたり、日本における情報通信法構想とも似ています。

一方、有害情報をめぐっては、1997年、刑法を改正して、日本で言う「図画」にあたる「物」概念を拡張し、電磁的・化学的方法で物に化体したテープやフィルム同様、データ記憶装置を物とみなす明文規定を置いたように、ドイツでは厳格に明文化する傾向が強く印象に残ります。

なお、人種差別等に関しては、上述のとおり、ナチス時代への深刻な反省に裏打ちされて、基本法26条1項で平和な共同生活の妨害、特に戦争宣伝に対しては刑罰をもって臨むことが明示されているだけでなく、刑法130条は民族・人種・宗教的理由による差別や憎悪の煽動や唱導によって公共の安全を害した者を処罰する（同条1項）ほか、文書でその頒布を行った者も処罰することとされ（同条2項）、放送、メディアサービスやテレサービスでの頒布も同様に処罰することとしています（同条同項2号）。したがって、リアル・ワー

ルドにおける行為や表現で許されないものは、メディアを通じても許されない、という点で一貫していると言えますし、「ナチス的」なものはおろか、それを連想させる言説・記事等を公然と振りかざすことは刑事罰を覚悟でなければならぬ厳しさがありません。

もっとも、このような法律上の扱いが正当化される理由には、憲法構造の違いも指摘しておかなければなりません。すなわち、ドイツでは「憲法の敵には自由を認めない」として、刑法84条以下に「民主的法治国家を脅かすこと」を処罰する規定があり、従来から「アウシュヴィッツの嘘 (Auschwitzlüge : 日本で言えば「南京大虐殺の幻」に相当します)」が、さまざまな手法で排除され清算されてきた歴史があります。

このように法律上の明文の扱いが印象に残るドイツですが、法律でまかなえない部分に対する自主規制も、このところ目につきます。メディアという点では先輩格にあたる映画の領域ではFSK (Filmselfkontrolle) が機能していましたが、放送においてはFSFが (Freiwillige Selbstkontrolle Fernsehen)、マルチメディアサービス提供事業者においてはFSMが (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Dienstleister) が1990年代後半に相次いで設立されて機能しています。しかしなが

ら、これら自主規制団体はわざわざ「自由意思による (freiwillige)」と名乗りつつ、政府との協働関係が広範に認められていることです。これを指して「規律された自主規制」とも呼ばれていますが、その背景としては、やはり憲法構造上の違いに注目しておかなければなりません。すなわち、基本法5条1項が新聞の自由や放送の自由を保障することを定めていますが、学界では程度の差こそあれ、それは単なる「国家からの自由」だけではなく「国家によってもたらされる自由」を意味し、議会が規律権限を持っていないと理解されています。同時に、基本法5条2項は年少者保護と人間の尊厳に関する法律上の制約を明文で正当化していますから、年少者保護は法理上も容易に肯定されることになり、そのための規律権限の反映として、上記の連邦法や州際協定が制定されるという構造になっています。

繰り返しになりますが、連邦制国家としてのドイツの場合、コンテンツ領域においては州の権限が優越しますが、連邦と州との間の権限競合は常に生じる余地があります。その場合、権限裁定は連邦憲法裁判所の権限に属し、しかもそこでは規範統制訴訟と呼ばれる法令そのものの合憲性に対して司法審査を基本法が定めている点、日本はもとよりアメリカとも異なってい

ます。しかも、連邦憲法裁判所は、しばしば注目を集める憲法判断（たとえば、2014年3月25日、ドイツ第二テレビ（ZDF）の監督機関に関する州際協定が政府による過度の干渉を可能にしているとして違憲判決を下しています。日本で言えば、NHK経営委員の任命を総理大臣が行うことに最高裁が違憲判決を突きつけた、といえはわかりやすいでしょうか。）をして立法の隙間を埋めるような役割も担っていますので、この点に注意が必要でしょう。

### イギリスの場合——IWFの興味深さ

ところで、同じ状況に直面しながら、いくぶん異なったアプローチを試みているのがイギリスの場合です。

同国でもインターネットの普及に伴う諸問題は似たり寄ったりではあり、種々の立法が試みられてきたのですが、1996年、ロンドン警視庁からサービス・プロバイダに対して、同国からホスティングされているいくつかのニュースグループに、イングランドおよびウェールズにおける子どもの保護に関する1978年法違反の画像が掲載されている、と通知を受けたことにIWF（Internet Watch Foundation）の起源を有します。その後、旧貿易産業省、内務省、警視庁とサービス・プロバイ

ダ等との間で論議がなされ、子どもの性的虐待画像に対する公衆からの通報受付と処理とともに、独立したレイティング・システムを確立するためにIWFが発足して、1996年12月、そのホットラインが正式に稼働を始めました。興味深いのは、その財政は、世界120社のIT事業者と寄付によってまかなわれ、年次報告も行われている点です。

IWFの苦情受付は、イギリスでホスティングされる刑事上のわいせつなアダルト・コンテンツと写真によらない子どもの性的虐待コンテンツとともに、全世界でホスティングされる子どもの性的虐待コンテンツすべてに及びます。したがって、通報手続はウェブ上で公開され (<https://www.iwf.org.uk/hotline/report-process>)、IWFトップページに通報窓口が設けられて、その匿名処理が謳われています。もっともイギリス国内では通報を受けて削除を求めるのも容易なら、すでに、2003年に国内法で削除義務も策定されていますから、IWFには紛争処理機能も認められると言っていいでしょう。

これに対して、国外の事業者に削除を求めることは容易でないために、該当するURLリストを随時公開して、協力事業者がそのブロッキングにあくまでも自発的に利用することを強調しています (<https://www.iwf.org.uk/>

members/member-policies/url-list/iwf-list-recipients)。前述のとおり、IWFはその発足に当たって政府、とりわけ警察の関与があったことは事実です。しかも、その対象とするコンテンツの修飾語には「わいせつな (obscene)」という形容詞が付いているだけに、わざわざ「子どもの性的な虐待画像」とは単なる子どものポルノグラフィではなく、「子どもが性的な搾取を受けていたことについての永続した記録であり、将来に向けてそのように扱われるもの」と断わっていることは、その削除依頼がIWF独自の評価プロセスを経ているという手続的な側面があることとともに注目し得ます。IWFの財政、削除依頼の受付から審査手続に至るまで、独立性と活動の透明性を強調しているのは、事業者に理想的なビジネス・モデルを提供することを目標として掲げているのと同様、日本にも示唆的と言えるでしょう。

さらにもう一つ、日本にも示唆的な事柄は、2008年3月に公表された、通称バイロン・レビュー (Safer Children in a Digital World) です。これは前年に首相等の諮問を受け、タニヤ・バイロンをリーダーとして作成された全文220頁を超えるレポート (レポートとその後の追加レポートは、<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20101021152907/dcsf.gov.uk/>

byronreview/で全文入手可能) ですが、それはメディアによってもたらされるコンテンツが引き起こすとされる年少者への悪影響について、背景となる要因と慎重に切り分けて議論することを提言しています。

特に、同レポートは、これらが有害ではないと断言することを避ける一方で、何か一つ的手段ですべてを解決する手法を戒め、刑事罰による規制から、自主規制、さらには家庭における指導に至るまで、主体と手法において、さまざまな組み合わせを試みるよう示していますが、そこで一貫しているのは、いずれ子どもは独り立ちしてメディア環境の中を生きていくことへの留意です。

国境を知らないインターネットの影響は各方面に及び、それだけに思いもよらない規制枠組に直面すると同時に、今後、国際的な枠組での規制もまた進行することが予想されます。そのような中で、議論が年少者の保護に及ぶことは必然でしょうが、とかくそれが年少者を一方的に保護の客体と化してしまいがちなことは、年少者の人権を口実として基本的人権を侵害してみたり、肝心の年少者の人権保護ではなかったりすることにつながります。

最後に、バイロン・レビューの序言末尾に記された一節を訳出しておきます。

「子どもと若者の声を聞き、それらを議論の核心に置くことによって、——そして、情緒を証拠に替えることによって——何が最も必要な議論かということに、最も必要とされるいくつかの焦点を私は望んで当ててきました。」

(立山 紘毅)